

美里町農作業受委託調整委員会より

平成30年度農作業標準料金をお知らせします

農作業を安心しておまかせできる組織・個人がいますのでご利用ください。



作業名	単位	基本料金	摘要	
耕起	耕起 (1回)	10 a	5,400円	ロータリー使用、未整備地区は2割増
	耕起 (2回)	"	7,560円	ロータリー使用、未整備地区は2割増
	休耕地耕起 (1回)	"	6,480円	3年以上放置農地 (現状により加算)
	特殊耕起	"	7,560円	果樹園地等
水稲	代かき	"	6,480円	ドライブハロー (整地は別)
	育苗	1箱	648円	10 a 当り標準25~30箱
	田植え	10 a	7,560円	補植は別
	除草・殺菌・殺虫 (散布機)	"	1,620円	農薬代は別
麦	全面受託	"	78,840円	農薬代・肥料代等は別
	麦播き	"	7,560円	ドリル播き
	溝掘り (排水対策)	m当り	22円	
	麦踏み	10 a	1,620円	ローラー使用
刈取・収穫	除草・殺菌・殺虫 (散布機)	"	1,620円	農薬代は別
	コンバイン	"	16,200円	ほ場整備地区 結束は2,160円増 倒伏・湿害等の場合
	コンバイン	"	21,600円	未整備地区 結束は2,160円増 50%以内の割増あり
	ネギ収穫	1時間	3,810円	専用機械を使用、オペレーター付
管理・その他	乾燥からもみすり調製	10 a	14,040円	袋は委託者負担、製品配達料金は別、袋詰めは1袋当り54円
	もみすり調製のみ	30kg	540円	製品配達料金・袋代は別
	土層改良機 (プラソイラー)	10 a	4,320円	オペレーター付
	畦畔造り (土手つき)	m当り	86円	
	野菜移植機	1日	5,400円	機械のみ
	肥料撒き (元肥)	10 a	1,296円	
	堆肥撒き (マニアスプレッド)	1日	10,800円	機械のみ 別途走行1kmあたり22円加算、オペレーター代は別料金、堆肥は別
		半日	5,400円	
	堆肥積込 (ホイールローダー)	1日	10,800円	機械のみ、オペレーター代・燃料代・堆肥は別
		半日	5,400円	
果樹	除草・防除・剪定・摘果	1時間	972円	機械持込みの場合+1,060円/時間、薬剤・資材代は別
	草刈り (歩行型機使用)	10 a	7,560円	オペレーター付

※ほ場・作物により異なりますので農林商工課 産業振興係へお問い合わせください。

※ほ場の条件によっては、若干の加算もあります。

※機械の回送を伴う場合は、別途片道3,240円かかります。

※上記料金には、消費税が含まれています。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

里山・平地林の再生をしてみませんか

町では、竹やササなどで荒れてしまった里山を再生し、景観の向上や生物多様性の保全などを図ることを目的に「里山・平地林再生事業」を実施しています。

竹の伐採などの再生作業を町で行いますので、希望する場合は農林商工課へお問い合わせください。

事業実施要件

▼1箇所あたり3,000㎡以上のまとまりのある森林であること (人家や道路付近で地域森林計画の対象となっている森林)

▼整備後5年間は、森林所有者などが下刈などの維持管理を行うこと (町と協定書を締結し、協定期間中は森林以外への転用を原則禁止します。)

※過去に整備済みのかたへ森林が以前の荒れた状態に戻らぬよう適切な維持管理をお願いします。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133



地震からわが家を守るため

木造住宅耐震診断・耐震改修制度を利用しませんか？

①木造住宅耐震診断

■対象となる住宅
町内に有する木造住宅：
昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された木造住宅で階数が2以下のもの

■対象となる事業
耐震診断：建築士法第2条第1項に規定する建築士で同法第23条第1項の所に属する者が、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法で診断するもの。

※「木造住宅の耐震診断と補強方法」とは、(一財)日本建築防災協会の定める診断方法。

■対象となるかた

▽対象住宅に現に居住しているかた
▽町税を滞納していないかた

■補助金額

建築物1戸につき耐震診断に要した費用の1/2以内の額で10万円を限度とします。

■補助を行う期間

平成33年3月31日まで

②木造住宅耐震改修

■耐震改修の内容

①一般耐震改修：
耐震診断による上部構造評点(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法

法により評価された点数。以下同じ。が、1・0未満と診断された建築物について、上部構造評点が1・0以上となるように補強を行うこと。

②簡易耐震改修

耐震診断による上部構造評点が、1・0未満と診断された建築物について、当該建築物が倒壊しても安全な空間が確保できる「耐震シェルター」の設置を行うこと。

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された町内の木造住宅で地階を除く階数が2以下のもので、耐震診断による上部構造評点が1・0未満のもの。

■補助対象経費

耐震改修設計と耐震改修工事または耐震シェルター設置に要する費用

■対象となるかた

▽対象住宅に現に居住しているかた
▽町税を滞納していないかた

■補助金額

①一般耐震改修：耐震改修に要した費用の1/2に相当する額で20万円を限度とします。

②簡易耐震改修

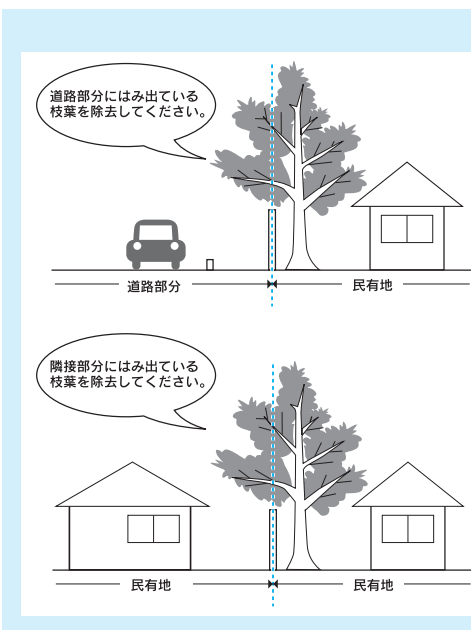
：簡易耐震改修に要した費用の1/2に相当する額で20万円を限度とします。

■補助を行う期間

平成33年3月31日まで

問合せ＝建設水道課 建設環境係

☎76-5134



明るく住みよい住環境を目指して

毎年この時期になると、道路や歩道あるいは隣地に樹木などがせり出しているとの苦情が多く寄せられます。お互い「おもしろい」の気持ちを持って、所有地の適切な管理をお願いします。

「道路」や「歩道」にせり出している樹木類は、所有者各自で切ってください。

私有地の庭木や竹、雑草などが道路にせり出し、見通しが悪くなっている箇所が多く見られます。町では、土地の所有者や管理者に伐採などの対応をお願いしています。

通行の妨げになる前に、早めの対応をお願いします。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134